

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◆ 告 示

保険医等の登録
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

飼料の試験の結果の概要

土地改良区の役員の就任

土地改良事業の認可

入会林野整備計画の認可

旧慣使用林野整備計画の認可

◆ 選管告示

昭和六十一年七月六日執行の衆議院議員総選挙鳥取県選挙区の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

◆ 公安告示

遊技機の型式の認定

告 示

鳥取県告示第八百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井 岸 正	鳥医第三、四五四号	昭和六十一年八月十二日
阪 田 拓 哉	鳥医第三、四五五号	〃
佐 野 直 子	鳥薬第六〇九号	昭和六十一年八月十四日

鳥取県告示第八百十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井 岸 正	鳥国医第三、四五四号	昭和六十一年八月十二日
阪 田 拓 哉	鳥国医第三、四五五号	〃
佐 野 直 子	鳥国薬第六〇九号	昭和六十一年八月十四日

鳥取県告示第八百十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考			
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	消化率 (%)	DCP (%)	TDN (%)		ME (Kcal/kg)	その他の検査	
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	倉吉市上井320-11 鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所	①くみあい配合飼料成鶏用スターレイヤー17	61.8	17.5	4.3	2.5	11.0	3.59	0.72									
		②くみあい標準配合飼料ニューハイフラリーター72	61.8	15.3	3.2	3.4	5.7	0.97	0.76									
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場	倉吉支所	③くみあい標準配合飼料キソクヒエフラット後期	61.7	13.2	3.2	3.1	4.8	0.83	0.48									
		くみあい標準配合飼料肉生用やまと育成	61.8	15.6	3.2	4.6	6.6	1.06	0.66									
福岡市 石橋工業株式会社 福岡工場	倉吉市広栄町 鳥取ソーサン商事株式会社	④肉用生肥育配合飼料モーサンミルク	61.7	16.8	4.0	2.0	4.7	0.87	0.61									
		⑤肉用生肥育配合飼料モーサン印子豚人工乳後期用配合飼料ハイミルコト	61.8	11.5	2.5	3.1	3.8	0.61	0.31									
神戸市 日本農産工業株式会社 神戸工場	倉吉市広栄町 鳥取ソーサン商事株式会社	⑥モーサン印子豚育成用配合飼料スパートN	61.8	19.9	6.5	2.5	5.4	0.91	0.72									
		⑦モーサン印種豚飼育用配合飼料フリートS	61.7	16.7	4.0	2.7	4.9	0.90	0.70									
		⑧モーサン甲成鶏飼育用配合飼料エースDX	61.8	15.1	3.8	3.9	4.8	0.77	0.64									
		⑨モーサン印ブロイラー肥育後期用配合飼料ライニ	61.7	17.8	3.9	2.5	10.3	3.10	0.85									
			61.8	19.7	7.3	2.2	5.5	1.23	0.74									

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

粗たん白質0.5%不足

鳥取県告示第八百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	森 下 義 正	八頭郡佐治村大字森坪三〇一
"	山 根 兵 太 郎	大字大井二〇一
"	鍵 本 順 一	大字刈地二七〇
"	西 尾 憲 一	大字加瀬木一三三四
"	中 谷 禎 治	大字高山五六
"	中 島 早 夫	大字古市一八六一
"	西 尾 幸 一 郎	大字津無四七一
"	田 中 義 孝	大字加茂四五二
"	小 谷 政 雄	大字津野三六四
"	前 田 一 男	大字津無一〇九
"	森 田 泰 男	大字下大井一二四
"	藤 岡 重 勝	大字葛谷一三七一一
監事	谷 口 克 利	大字津野二四四
"	下 石 謙	大字畑二三八

昭和六十一年八月八日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第八百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業大江地区区画整理）を昭和六十一年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十一号

岩美郡岩美町大字高山五一一高山広岡入会林野整備組合長田中佐太郎から申請のあつた高山広岡入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十一年九月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十二号

鹿野町長から申請のあった水谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和六十一年九月十二日認可したので、同條第四項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九條第一項の規定により提出された昭和六十一年七月六日執行の衆議院議員総選挙鳥取県選挙区の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,865,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石 破 茂	所属党派	自由民主党	期 間	7月24日から7月24日まで	第2回分
出納責任者氏名	谷 口 寿 雄					

収入	支出
主たる寄附	人 家 費
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	住 屋 費
— — —	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	印刷費
	交 渉 費
	印 告 費
	広 告 費
	文 書 費
	食 料 費
	雑 費
その他の寄附	その他の収入
計	計
今 回	今 回
前 回	前 回
計	計
13,132,500	144,888
13,132,500	9,251,698
計	計
13,132,500	9,396,586

報告書受理年月日 昭和61年7月28日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,865,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	島田 充	所属党派	無所属	期間	8月25日から 9月2日まで
出納責任者氏名	鳥 羽 富太郎				第2回分

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	—	人件費	—
		家屋費	660,000
		選挙事務所費	660,000
		集合会場費	—
		通信費	—
		印刷費	—
		広告費	1,150,000
		文具費	95,500
		雑費	6,000
その他の寄附	—		—
その他の収入	—		—
今回計	—		—
前回計	6,000,000		1,911,500
計	6,000,000		3,066,275
前回計	—		—
計	6,000,000		4,977,775

報告書受理年月日 昭和61年9月18日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年7月6日執行衆議院議員総選挙鳥取県選挙区*

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,865,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	平林鴻三	所属党派	自由民主党	期間	7月16日から 8月13日まで
出納責任者氏名	有 本 健太郎				第2回分

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	—	人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	—
		印刷費	—
		広告費	1,857,500
		文具費	785,000
		雑費	127,300
その他の寄附	—		—
その他の収入	—		—
今回計	—		—
前回計	14,500,000		2,769,800
計	14,500,000		5,171,390
前回計	—		—
計	145,000,000		7,941,190

報告書受理年月日 昭和61年8月20日 第2回報告分

鳥取県選挙管理委員会告示第百十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和六十一年七月六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
昭和61年7月6日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
17,217,800円
- 3 報告書の要旨

候補者名	坂野重信	所属党派	自由民主党	7月19日から	第2回分
氏名	出納責任者氏名	渡 辺 寛大夫		期間	7月31日まで

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業)(寄附額)	—	人 家	—
		件 屋	—
		費 費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	—
		交通印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		雑費	—
その他の寄附	—		—
その他の収入	—		—
今 回 計	—	今 回 計	113,733
前 回 計	8,860,000	前 回 計	7,921,651
総 計	8,860,000	総 計	8,035,384

報告書受理年月日 昭和61年7月31日 第2回報告分

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
	ルトワン		マルホン工業株式会社
	ファイター		
	ダービーパート二		
	フォーメーションパート二		
	トリアル		

ぱちんこ遊技機

プリズム		
エキサイトレーザーII		
ハリケーン		株式会社ニューギン
スーパークリスタル		
エリマキトカゲ		平和工業株式会社
ハリウッド		
ビッグタイガーJR		
キングコング		京楽産業株式会社
青龍拳		
フラッシュボンバー		株式会社大同
トランプ八		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】